

## 著作物個別契約書

甲：  
甲の部門：  
甲の所在地：

甲とギャラリー・コンファート 瓜生 剛(以下「乙」という)とは、甲乙間の「著作物使用許諾基本契約」(以下「基本契約」という)に基づいて、乙が甲に使用許諾する著作物に関し、次の通り契約(以下「本契約」という)を締結する。

著作物：

### 第1条(使用許諾)

1. 上記著作物(以下「本著作物」という)の使用は、一社、一号、一版、一種、一回までとする。
2. 本著作物は、甲に対して、非独占使用とする。甲からの申し出があれば、本著作物の使用履歴を乙は甲へ通知するものとする。
3. 基本契約により、乙が甲に対して、本著作物の使用を許諾する成果物は、以下のとおりとする。

成果物：

4. 甲が本契約締結後に、上記成果物に記載のない製作物に本著作物を使用する場合、甲乙間で、あらためて当該製作物を対象とする「著作物個別契約書」を締結するものとする。

### 第2条(使用許諾料及びその支払い方法)

1. 甲は乙に対し、本著作物の画像サイズに応じ、下記の使用許諾料を、甲が指定する口座に振り込むものとする(振込手数料は甲の負担とする)。

2400×1600(ピクセル) ¥42000(税込)

3600×2400(ピクセル) ¥52500(税込)

4800×3200(ピクセル) ¥63000(税込)

(該当サイズをチェックすること)

2. 支払先は下記の金融機関とする。

金融機関の名称:UFJ銀行

支店名 :八王子支店

預金種類 :普通口座

口座番号 :5310757

口座名義 :ギャラリーコンファート 瓜生剛

3. 支払条件は、下記のとおりとする。

納入月20日締め当月末現金支払い

(20日～月末納入は、翌月末現金支払い)

第3条(外部業者)

第1条3項の成果物を作成する過程において、甲以外に本著作物の使用を許諾することができるのは、下記の外部業者に対してのみとする。

外部業者名 :

外部業者の部門 :

外部業者の所在地:

外部業者の担当者:

第4条(基本契約の有効期間)

1. 本契約の有効期間は、本契約締結日から1年間とする。
2. 別紙の著作物使用許諾基本契約が終了したときは、同時に本契約も終了するものとする。

第5条(基本契約との関係)

本契約は、別紙の著作物使用許諾基本契約に付随するものであり、本個別契約に定めのない事項については基本契約に従うものとする。

第6条(協議)

本契約及び基本契約に定めのない事項及び解釈に疑義が生じた場合には、甲及び乙は、誠意を持って協議し、その解決にあたるものとする。

以上の通り契約を締結したことを証するため、本契約書2通を作成し、甲乙各1通保有する。

年 月 日

甲:

乙:東京都八王子市左入町520-100

ギャラリー・コンファート

代表者 瓜生 剛